



鳥取県公報

平成 23 年 5 月 6 日 (金)
第 8 2 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (274) (くらしの安心推進課) 2
	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (275) (住宅政策課) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (276) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (277) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (278) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (279) (八頭総合事務所農林局) 4

告 示

鳥取県告示第274号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	平成23年6月6日（月）	午前10時から 正午まで	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
"	"	午後1時から 午後3時まで	"
"	平成23年6月8日（水）	午前10時から 正午まで	"
"	"	午後1時から 午後3時まで	"
"	平成23年6月13日（月）	午前10時から 正午まで	"
"	"	午後1時から 午後3時まで	"
"	平成23年6月17日（金）	午前10時から 正午まで	"
"	"	午後1時から 午後3時まで	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎
"	平成23年6月24日（金）	"	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム

鳥取県告示第275号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更した事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前	変更後
-----	-----

東京都新宿区新宿二丁目1-2	本社 東京都新宿区新宿二丁目1-2 東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10-28 神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10-39 長崎事務所 長崎県長崎市万才町6-33 南九州事務所 鹿児島県鹿児島市中央町9-10 福島事務所 福島県郡山市中町11-5 宮崎事務所 宮崎県宮崎市川原町5-10 池袋事務所 東京都豊島区西池袋五丁目1-6 愛知事務所 愛知県名古屋市中区錦一丁目17-13 沖縄事務所 沖縄県浦添市字城間3019
----------------	--

3 変更年月日

平成23年5月1日

鳥取県告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会八東支所	八頭郡八頭町東593-1	平成23年4月22日	訪問介護、訪問入浴介護

鳥取県告示第277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所	八頭郡八頭町船岡殿159	平成23年4月22日

鳥取県告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告

示する。

平成23年5月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会八東支所	八頭郡八頭町東593-1	平成23年4月22日	介護予防訪問介護、 介護予防訪問入浴介護

鳥取県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年5月6日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理事 和田 哲也 八頭郡八頭町福地346
 理事 前田 良明 八頭郡八頭町市場296-2
 理事 西尾 俊二 八頭郡八頭町篠波388
 理事 森岡 範男 八頭郡八頭町大坪587
 理事 前土居 一泰 八頭郡八頭町下峰寺107-2
 理事 桑村 和夫 八頭郡八頭町山田23
 理事 山根 輝義 八頭郡八頭町稲荷56
 理事 田中 正保 八頭郡八頭町下坂464
 監事 横野 栄樹 八頭郡八頭町山上267
 監事 栄田 秀之 八頭郡八頭町下門尾15-2

平成23年4月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 和田 哲也 八頭郡八頭町福地346
 理事 前田 良明 八頭郡八頭町市場296-2
 理事 西尾 俊二 八頭郡八頭町篠波388
 理事 横野 栄樹 八頭郡八頭町山上267
 理事 森岡 範男 八頭郡八頭町大坪39-1
 理事 桑村 和夫 八頭郡八頭町山田22
 理事 田中 正保 八頭郡八頭町下坂464
 理事 草刈 武彦 八頭郡八頭町稲荷52
 監事 栄田 秀之 八頭郡八頭町下門尾15-2
 監事 田中 喜一郎 八頭郡八頭町大坪278

平成23年4月28日就任 任期 4年